

「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件(案)」等について（報告）

第183回安全衛生分科会資料

1

「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準」の一部を改正する告示案の概要

(化学物質の裾切値関係)

労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する告示案の概要

1. 改正の趣旨

- ラベル・SDS交付対象物質を含有する混合物については、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。）第18条第3号及び第18条の2第3号において、その物の含有量が厚生労働大臣の定める基準（以下、「裾切値」という。）未満の場合には、ラベル表示・SDS交付の義務の対象とならないとされている。
- 具体的な裾切値の基準は、原則として、この告示の別表第3の有害性区分に応じて設定される。
- 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令において、ラベル・SDS交付対象物質の範囲が「国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと『令和6年3月31日まで』に区分されたもの」から、「『令和7年3月31日まで』に区分されたもの」に改正されることを受け、裾切値を改正するもの。

2. 改正の概要

- 告示別表第3の有害性区分に応じて裾切値が設定されていた物質のうち、令和7年3月31日までに国が行った化学品の分類の結果、異性体によって異なる有害性区分が設定されたため、同一の物質として別表第3の裾切値を一律に適用できない物質が生じた。
- このため、異性体毎に異なる裾切値を設定すべく、当該物質を告示別表第2に追加し、異性体ごとの裾切値を定める。
- 具体的には、ジビニルベンゼンをオルト-ジビニルベンゼンとそれ以外のジビニルベンゼンに分け、告示別表第2においてそれぞれの裾切値を定める。

3. 告示日等

- (1) 告示日 : 令和8年3月下旬（予定）
- (2) 適用期日 : 令和10年4月1日

労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準 別表2 【改正部分】

(傍線部分は改正部分)

改正後			改正前		
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)		
物の種類	令第18条第3号の含有量 (重量パーセント)	令第18条の2第3号の含有量(重量パーセント)	物の種類	令第18条第3号の含有量 (重量パーセント)	令第18条の2第3号の含有量(重量パーセント)
<u>ジビニルベンゼン(オルト-ジビニルベンゼンに限る。)</u>	<u>1パーセント</u>	<u>1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>ジビニルベンゼン(オルト-ジビニルベンゼンを除く。)</u>	<u>1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u> 上	(新設)	(新設)	(新設)
備考 (略)			備考 (略)		

(参考) 労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準 別表3

別表第3 (第3条関係)

有害性区分		令第18条第3号の含有量 (重量パーセント)	令第18条の2第3号の含有量 (重量パーセント)
有害性クラス	区分		
急性毒性	1～4	1パーセント	1パーセント
皮膚腐食性/皮膚刺激性	1～2	1パーセント	1パーセント
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	1～2	1パーセント	1パーセント
呼吸器感作性(固体/液体)	1	1パーセント	0.1パーセント
呼吸器感作性(気体)	1	0.2パーセント	0.1パーセント
皮膚感作性	1	1パーセント	0.1パーセント
生殖細胞変異原性	1	0.1パーセント	0.1パーセント
	2	1パーセント	1パーセント
発がん性	1	0.1パーセント	0.1パーセント
	2	1パーセント	0.1パーセント
生殖毒性	1	0.3パーセント	0.1パーセント
	2	1パーセント	0.1パーセント
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	1～3	1パーセント	1パーセント
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	1～2	1パーセント	1パーセント
誤えん有害性	1	1パーセント	1パーセント

2

「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの」の一部を改正する告示案等の概要

労働安全衛生規則第五百七十七條の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示の一部を改正する告示案の概要①

(未適用の告示の改正)

1. 改正の趣旨

- **がん原性物質**は、労働安全衛生規則第五百七十七條の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和4年厚生労働省告示第371号）において、リスクアセスメント対象物のうち、**令和3年3月31日までの間に国が行った化学品の分類において、発がん性の区分が区分1とされた物**（エタノール及び特別管理物質を除く。）と定められている。
- 令和7年2月にがん原性物質告示が改正（令和7年厚生労働省告示第25号。以下「令和6年度告示」という。）され、がん原性物質の対象となる国の分類の期間が、「令和3年3月31日まで」から、「令和6年3月31日まで」とされ、令和9年4月1日に適用されることとなっている。
- 「2-フェニルフェノール」については、令和3年度に国が行った分類において、発がん性の区分が1とされたが、令和6年度に分類が見直され、発がん性の区分が2となった。このため、令和9年4月1日の時点では、発がん性の区分1に該当しないにもかかわらず、新たにがん原性物質とされることになる。
- そのため、**適用時点において既にがん原性物質に該当しない物質ががん原性物質として指定されることを防ぐため、令和6年度告示を改正し、一般的な取扱いとして、適用時点で発がん性の区分が区分1に該当しないと分類されたものをがん原性物質の対象から除く規定を追加するもの。**
- 具体的には、令和6年度告示に**令和8年3月31日時点*で発がん性の区分が区分1に該当しないと分類されたものを除く規定を追加するもの**。また、適用する分類年度を改正する際には、併せて適用時点でがん原性物質に該当しない規定の範囲を改正することとする。

※ 各年度の国が行うGHS分類の結果は、当該年度の翌年度に公表されることとなっており、令和8年度の国が行うGHS分類の結果は、令和9年4月1日の令和6年度告示適用時点では公表されていないことから、がん原性物質の対象から除くのは、その直前の令和7年度までに区分1に該当しないと分類されたものとする。

労働安全衛生規則第五百七十七條の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示の一部を改正する告示案の概要② (未適用の告示の改正)

2. 改正の概要

- 令和6年度告示を改正し、がん原性物質について、令和8年3月31日までに発がん性区分が区分1に該当しないと分類されたものを除く規定を設ける。
- 具体的には、がん原性物質の範囲について、「令和6年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの」から、「令和6年3月31日において当該区分に該当すると分類されているもの（令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間において当該区分に該当しないと分類されたものを除く。）」と改正する。

3. 告示日等

- (1) 告示日 : 令和8年3月下旬 (予定)
- (2) 適用期日 : 告示の日

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示案の概要③

(がん原性物質の対象期間の改正)

1. 改正の趣旨

- **がん原性物質**は、令和6年度告示及び前ページの令和6年度告示の一部を改正する告示により、リスクアセスメント対象物のうち、日本産業規格Z7252の附属書Bに定める方法により**国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が1に該当する物**（エタノール及び特別管理物質を除く。）**であって、令和6年3月31日において当該区分に該当すると分類されているもの（令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間において当該区分に該当しないと分類されたものを除く。）とする予定**である。
- 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令において、リスクアセスメント対象物の範囲が、「国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと『令和6年3月31日まで』に区分されたもの」から「『令和7年3月31日まで』に区分されたもの」と改正されることを受け、**がん原性物質の対象期間についても整合性を図るべく期間を改正するもの。**

2. 改正の概要

がん原性物質の範囲について、「令和6年3月31日において当該区分に該当すると分類されているもの（令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間において当該区分に該当しないと分類されたものを除く。）」から、「令和7年3月31日において当該区分に該当すると分類されているもの（令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において当該区分に該当しないと分類されたものを除く。）」と改正する。

3. 告示日等

(1) 告示日 : 令和8年3月下旬(予定)

(2) 適用期日 : 令和10年4月1日